庄内消費生活センターニュース

2025年6月号

個人情報を聞き出す 不審な電話に注意！

『2時間後に電話が使えなくなります。
オペレーターと話す方は「1 番」を押してください』

国の行政機関や電話会社などをかたる不審な電話に関する相談が多数寄せられています。自動音声ガイダンスの案内に従い対応すると、住所・氏名・生年月日など個人情報を聞き出されるケースが確認されています。

『内容確認のため、
住所･氏名･生年月日を
教えてください』

＜個人情報＞

注意

総務省やNTTが電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することはありません!!

自動音声ガイダンスが流れた場合は、最後まで聞かずにすぐに電話を切りましょう。

あやしい電話は
すぐ切ってケロ！

消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

新生活スタート後に気をつけたいトラブル

進学・就職、初めての一人暮らしなど、新しい生活にも少しづつ慣れてきた頃、いろいろなトラブルの事例が報告されています。

≪ 事 例 と 対 策 ≫

知らない業者がいきなり!? 訪問販売

◇その場ですぐに契約せず、周りの人に相談しましょう。
不要な契約であればきっぱりと断りましょう。

新生活で気をつけたい"もうけ話"

◇「簡単に稼げる」うまい話はありません。うのみにするのはやめましょう。

ネット回線などの"通信契約"

◇料金プランやサービス内容、契約条件などをよく確認しましょう。

●困った時は一人で悩まず、「消費者ホットライン 188」へ相談しよう！

イラスト出典：消費者庁

6月･7月の消費生活法律相談日

- 6月　11日（水）
- 7月　 9日（水）

午後1時 30 分から
午後3時 30 分まで

弁護士が**無料**でアドバイスします。
相談時間はお一人様**30分**です。
事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
（山形県庄内総合支庁内）
《相談受付》午前９時～午後５時
（土日祝日・年末年始を除く）
《電話番号》0235-66-5451

消費者ホットライン１８８番も
ご利用ください

ホームページはこちらから→